

# 行田市地産地消応援団登録要領

## 1 目的

行田市地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）において、行田市産農産物（以下「市産農産物」という。）を利用して、積極的に地産地消に取り組む市内の飲食店、農産物加工業者、小売店、施設等、その他事業者（以下、「事業者」という。）を、「行田市地産地消応援団」として募集・登録し、市民及び近隣住民、観光客（以下「市民等」という。）に周知することにより、市民等の地産地消への理解の促進と、市産農産物の生産及び消費拡大を図ることを目的とする。

## 2 対象となる事業者

- (1) 飲食店等（宿泊施設・弁当店も含む）
- (2) 農産物加工業者
- (3) 小売店
- (4) 施設等（学校・幼稚園・保育園・医療機関・福祉施設等）
- (5) その他事業者（(1) から (4) 以外の事業者・店舗等）

## 3 対象となる条件

- (1) 所在地が行田市内であること。
- (2) 行田市の地産地消の目的に賛同し、積極的に市産農産物を利用していること。
- (3) 食品衛生法等、関係法令を順守していること。
- (4) 「行田市地産地消応援団」の登録証を掲示し、市産農産物を利用していることを施設内・店頭やメニュー等により、わかりやすく表示すること。
- (5) 事業者名等、協議会でのPRに使用されることに同意すること。

## 4 応援団の役割

- (1) 市産農産物の積極的な利用。
  - ・「飲食店等」は市産農産物使用のメニューの提供。
  - ・「農産物加工業者」は、市産農産物を使用した商品の開発や販売促進。
  - ・「小売店」は、市産農産物の販売コーナーの設置等販売促進。
  - ・「施設等」は給食等における、市産農産物メニューの提供。
  - ・「その他事業者」は社員食堂における、市産農産物メニューの提供。
  - ・市産の花き等の展示。（食に関わらない事業者・施設等も可。）
- (2) 「行田市地産地消応援団」の登録証を掲示し、市産農産物の利用を市民等へPRする。

## 5 申請手続き

- (1) 様式第1号申請書に必要事項を記入の上、協議会事務局（行田市役所農政課）に提出するものとする。
- (2) 3の対象となる条件を満たし、4の応援団の役割の（1）のうちいずれか一つ以上と、（2）について取り組む事業者等を、協議会は「行田市地産地消応援団」として登録し、登録証を交付する。

## 6 登録期間

登録は、辞退の届出が無ければ有効とする。ただし、応援団としての活動ができない場合、または法令違反等応援団としてふさわしくない事由が発生した場合には、協議会は登録期間内であっても登録を取り消すことができるものとする。

## 7 登録の変更と辞退

登録内容に変更があった場合は変更の届出をするものとする。

また、3の対象となる条件を満たさなくなった場合、または応援団から登録辞退の届出があった場合は登録を取り消すこととする。

変更、辞退の手続きは様式第2号の届出書に必要事項を記入の上、協議会事務局に提出するものとする。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

- 1 この要領は、平成27年3月12日から施行する。
- 2 「行田市地産地消応援団」登録証は、別に定める。

行田市地産地消応援団登録申請書

平成 年 月 日

行田市地産地消推進協議会会長

申請者 所在地

名称

代表者名

行田市地産地消応援団に、下記のとおり登録申請します。行田市地産地消推進協議会のPRに使用されることに同意します。

記

店舗・事業所・施設名			
区分	飲食店等 農産物加工業者 小売店 施設等 その他事業者 (○で囲んでください。)		
所在地	〒		
TEL		FAX	
E-mail		HP	
行田市産農産物の購入・調達先	所在地	〒	
	名 前		
	主に使用する農産物		
	所在地	〒	
	名 前		
	主に使用する農産物		
地産地消の取組について自由記載			

地産地消応援団変更・辞退届出書

平成 年 月 日

行田市地産地消推進協議会会長

申請者 所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

行田市地産地消応援団の登録内容変更・登録辞退をしたいため、下記のとおり届出ます。

記

<p>(変更の場合) 変更理由・変更内容</p>	
<p>(辞退の場合) 辞退理由</p>	

変更・辞退の対象となる項目を○で囲んでください。